

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		三の倉市民の里における器具等の搬入の許可		
根拠例規及び条項		多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例(平成元年条例第3号)第19条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	条例第19条に定めるところによる。また、施設の利用許可又は使用許可を受けていることが前提となる。 条例第19条 市民の里に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。		
	設定年月日	平成元年3月30日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3～7日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 3～7日		
	設定年月日	平成元年3月30日	最終変更年月日	
備 考				